

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年11月28日

【会社名】 株式会社ヒト・コミュニケーションズ

【英訳名】 H I T O C o m m u n i c a t i o n s , I n c .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 安井 豊明

【本店の所在の場所】 東京都豊島区東池袋一丁目9番6号

【電話番号】 03 - 5952 - 1111

【事務連絡者氏名】 取締役経理財務本部長 安川 徳昭

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区東池袋一丁目9番6号

【電話番号】 03 - 5952 - 1219

【事務連絡者氏名】 取締役経理財務本部長 安川 徳昭

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

平成26年11月27日の当社第18回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成26年11月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の配当（第18期期末配当）に関する事項

当社普通株式 1株につき金11.5円

配当総額 102,921,642円

効力発生日 平成26年11月28日

第2号議案 定款一部変更の件

新たな分野からの案件受注に備えるため、定款第2条（目的）を変更するもの。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、安井豊明、安川徳昭、積真義、川上勝二、吉綱利明、上村隆史及び古賀哲夫の計7名を選任する。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、立石和義、松田孝子及び中島公男の計3名を選任する。

第5号議案 退職取締役に対し退職慰労金贈呈の件

平成26年11月27日付で任期満了により取締役を退任する吉岡隆之氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会の協議に一任する。

第6号議案 役員賞与支給の件

第18期末時点の取締役5名に対し、総額11,650千円の役員賞与を支給する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 剰余金処分の件	75,414	4,549	0	(注) 1	可決 (94.19%)
第2号議案 定款一部変更の件	79,952	11	0	(注) 2	可決 (99.86%)
第3号議案 取締役7名選任の件					
安井 豊明	78,839	1,124	0	(注) 3	可決 (98.47%)
安川 徳昭	78,862	1,101	0		可決 (98.50%)
積 真義	78,862	1,101	0		可決 (98.50%)
川上 勝二	78,857	1,106	0		可決 (98.49%)
吉網 利明	78,856	1,107	0		可決 (98.49%)
上村 隆史	78,846	1,117	0		可決 (98.48%)
古賀 哲夫	62,605	17,385	0		可決 (78.19%)
第4号議案 監査役3名選任の件					
立石 和義	78,337	1,626	0	(注) 3	可決 (97.84%)
松田 孝子	79,945	18	0		可決 (99.85%)
中島 公男	79,931	32	0		可決 (99.83%)
第5号議案 退職取締役に対し退 職慰労金贈呈の件	74,507	4,222	1,234	(注) 1	可決 (93.06%)
第6号議案 役員賞与支給の件	78,606	123	1,234	(注) 1	可決 (98.18%)

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上